

全実協 29 第 33 号

平成 29 年 9 月 25 日

一般財団法人全国大学実務教育協会
会員校代表者各位

一般財団法人全国大学実務教育協会
代表理事・会長 森脇 道子



「実践キャリア実務士」資格認定規程の一部改正について（通知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本協会に対しまして格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協会では、「実践キャリア実務士」の資格改革について、資格到達目標を達成する教育課程編成表の整備をはかり、到達目標達成度評価制度を平成 30 年度から導入することとして進めてまいりました。そのため、去る平成 28 年 12 月 17 日開催の理事会において規程を改正し、平成 28 年 12 月 22 日に資格教育課程編成確認届の提出をお願いし、確認作業を行ってまいりました。

その結果、当初、平成 30 年度から予定していました到達目標達成度評価制度の導入につきましては、実施が困難な会員校が数校みられました。そのため、「実践キャリア実務士」についても「ビジネス実務系」、「秘書系」、「情報処理系」の資格と同様に到達目標達成度評価制度の導入を選択制とすることとし、規程を一部改正することといたしましたのでお知らせいたします。貴学の関係部署に、回覧いただきますようお願いいたします。

なお、内容等については、同封資料「実践キャリア実務士資格認定規程」及び同新旧対照表並びに「実践キャリア実務士資格のガイドライン」（抜粋）及び同新旧対照表をご覧ください。

また、既に従前の規程により平成 30 年度からの到達目標達成度評価制度の導入を決定している大学におかれましては、そのまま実施していただきますようよろしくお願いいたします。
敬具

記

同封資料

1. 実践キャリア実務士資格認定規程及び同新旧対照表
2. 実践キャリア実務士資格のガイドライン（抜粋）及び同新旧対照表

以上